

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの【第1・四半期】

(独立行政法人名: 日本学生支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
駒場国際交流会館土地賃借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事 高塩 至 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成23年4月1日	国 財務省関東財務局東京財務 事務所 東京都文京区湯島4丁目6番15号	本案件は駒場国際交流会館敷地に係る他に代替性のない土地の賃貸借契約であるため、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質または目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	1,070,627,220	—	—	本機構の駒場事務所及び本機構が所有する国際交流会館等建物の敷地であり、代替性のない土地について賃借するものであるため	5	
名古屋分室、大阪第一国際交流会館(2号館)、広島国際交流会館 土地賃借契約	独立行政法人 日本学生支援機構 理事 高塩 至 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成23年4月1日	財団法人日本国際教育支援協会 東京都目黒区駒場4丁目5番29号	本機構が所有する国際交流会館等建物の敷地であり、代替性のない土地について賃借するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質または目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	44,231,986	—	1	本機構の東海北陸支部分室及び本機構が所有する国際交流会館等建物の敷地であり、代替性のない土地について賃借するものであるため	5	国際交流会館については売却予定
大阪日本語教育センター土地建物賃借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事 高塩 至 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成23年4月1日	大阪市 大阪市北区中之島1丁目3番20号	本案件は大阪日本語教育センターに係る他に代替性のない土地・建物の賃貸借契約であるため、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質または目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	41,624,891	—	—	本機構の大阪日本語教育センターの敷地及び建物であり、代替性のない土地及び建物について地方公共団体より賃借するものであるため	5	
平成23(2011)年度日本留学試験国外実施業務(韓国・ソウル) 一式	独立行政法人 日本学生支援機構 理事 高塩 至 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成23年4月1日	社団法人韓日協会 ソウル特別市瑞草区瑞草洞 1319-11	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会にて実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため	非公表	18,121,990	—	—	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会にて実施協力機関として決定するため	19	
平成23(2011)年度日本留学試験国外実施業務(韓国・プサン) 一式	独立行政法人 日本学生支援機構 理事 高塩 至 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成23年4月1日	社団法人釜山韓日交流センター 釜山広域市釜山鎮区田浦2洞 660-1番地	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会にて実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため	非公表	7,879,369	—	—	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会にて実施協力機関として決定するため	19	
TCSソフトウェアライセンス利用契約	独立行政法人 日本学生支援機構 理事 高塩 至 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成23年4月1日	株式会社アイティフォー 東京都千代田区一番町21	当該ソフトは業務パッケージソフト「延滞債権管理システム(TCS)」をカスタマイズして構築したものであり、著作権を有する会社以外では実施できず競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	7,276,500	—	—	「延滞債権管理システム(TCS)」を開発し、著作権を有する会社以外では実施できず競争を許さないため	19	
平成23(2011)年度日本留学試験国外実施業務(台湾・台北) 一式	独立行政法人 日本学生支援機構 理事 高塩 至 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成23年4月1日	財団法人言語訓練試験中心 台北市辛亥路二段170號	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会にて実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため	非公表	4,250,434	—	—	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会にて実施協力機関として決定するため	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
本部事務所賃貸借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事 高塩 至 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成23年4月1日	国立大学法人東京工業大学 東京都目黒区大岡山2-12-1	本案件は本部事務所に係る他に代替性のない土地・建物の賃貸借契約であるため、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質または目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	4,054,617	—	—	本機構本部の不動産の賃借という代替性のない賃貸借契約であるため	5	
TCSソフト保守	独立行政法人 日本学生支援機構 理事 高塩 至 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成23年4月1日	株式会社アイティフォー 東京都千代田区一番町21	当該ソフトは業務パッケージソフト「延滞債権管理システム(TCS)」をカスタマイズして構築したものであり、著作権を有する会社以外では実施できず競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	2,961,000	—	—	「延滞債権管理システム(TCS)」を開発し、著作権を有する会社以外では実施できず競争を許さないため	19	
Vポータルダイレクトサービスの利用	独立行政法人 日本学生支援機構 理事 高塩 至 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成23年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-6	当該事業者が提供する独自のサービスであり、当該事業者以外では実施できず競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	3,276,000	—	—	当該事業者が提供する独自のサービスであり、当該事業者以外では実施できず競争を許さないため	19	
文書決裁及び決裁済文書管理システム保守	独立行政法人 日本学生支援機構 理事 高塩 至 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成23年4月1日	東芝ソリューション(株) 東京都港区芝浦1-1-1	当該ソフトは業務パッケージソフト(ArcFort)をカスタマイズして構築したものであり、著作権を有する会社でなければ保守を実施できず競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	2,827,440	—	—	「文書決裁及び決裁済文書管理システム」を開発し、著作権を有する会社でなければ保守を実施することができないため	19	
ALMシステム保守	独立行政法人 日本学生支援機構 理事 高塩 至 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成23年4月1日	アビームコンサルティング株式会社 東京都千代田区有楽町1-10-1	ALMシステムを開発し、著作権を有する会社でなければ保守を実施することができないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	2,583,000	—	—	「ALMシステム」を開発し、著作権を有する会社でなければ保守を実施することができないため。	19	
平成23(2011)年度日本留学試験国外実施業務(インドネシア・ジャカルタ)一式	独立行政法人 日本学生支援機構 理事 高塩 至 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成23年4月1日	インドネシア大学 Kampus UI Depok, Depok 16424 Indonesia	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため	非公表	2,580,075	—	—	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定するため	19	
韓国事務所賃貸借契約	独立行政法人 日本学生支援機構 理事 高塩 至 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成23年4月1日	又醒開発株式会社 ソウル特別市鐘路区雲泥洞98-78	本機構の留学生事業に必要な海外事務所の賃貸借契約であることから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	2,383,920	—	—	本機構の韓国における留学促進事業の拠点として日本への留学希望者の利便を踏まえた場所及び建物を選定する必要があり、代替性のない建物について外国で賃貸するため	5	
平成23(2011)年度日本留学試験国外実施業務(マレーシア・クアラランブール)一式	独立行政法人日本学生支援機構 理事 高塩 至 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	平成23年4月1日	マレーシア元留日学生協会(JAGAM) No. 88, Jalan SS 2/4, 47300 Petaling Jaya, Selangor Darul Ehsan, Malaysia	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため	非公表	2,001,870	—	—	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定するため	19	
タイ事務所賃貸借契約	独立行政法人 日本学生支援機構 理事 高塩 至 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成23年4月1日	S.P.Building Co.,Ltd. No.388 Phaholyotin Rhaholyotin Road,Samsennai,Khet Phayathai,Bangkok 10400	本機構の留学生事業に必要な海外事務所の賃貸借契約であることから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	1,372,022	—	—	本機構のタイにおける留学促進事業の拠点として日本への留学希望者の利便を踏まえた場所及び建物を選定する必要があり、代替性のない建物について外国で賃貸するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成23(2011)年度日本留学試験国外実施業務(インドネシア・スラバヤ) 一式	独立行政法人日本学生支援機構 理事 高塩 至 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	平成23年4月1日	国際文化交流センター Lotus Regency, Ketintang Baru Selatan Street 1A/23 (F7), Surabaya Indonesia	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため	非公表	1,350,983	—	—	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定するため	19	
平成23(2011)年度日本留学試験国外実施業務(インド・ニューデリー) 一式	独立行政法人日本学生支援機構 理事 高塩 至 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	平成23年4月1日	インド文部省留学生協会 (MOSAL) 1209-1211, 12th Floor New Delhi House 27, Barakhamba Road New Delhi India	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため	非公表	1,259,972	—	—	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定するため	19	
平成23(2011)年度日本留学試験国外実施業務(タイ・バンコク) 一式	独立行政法人日本学生支援機構 理事 高塩 至 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	平成23年4月1日	タイ国元日本留学生協会 (OJSAT) 2nd Floor Sibunruang 2 Building, 1/7 Convent Road, Silom, Bangrak, Bangkok Thailand	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため	非公表	1,110,080	—	—	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定するため	19	
平成23(2011)年度日本留学フェア(北米(カナダ)、バンクーバー)ブース設営	独立行政法人日本学生支援機構 理事 高塩 至 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	平成23年4月5日	Freeman 1000 Elmwood Park Blvd New Orleans, LA 70123	本フェアの主催者であるNAFSAが契約相手先を指定しており他に委託することが許されないことから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	2,509,396	—	—	本フェアの主催者であるNAFSAが契約相手先を指定しており他に委託することが許されないため	19	
平成23(2011)年度日本留学フェア(ベトナム、ハノイ)会場借料	独立行政法人日本学生支援機構 理事 高塩 至 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	平成23年4月6日	Mclia Hanoi 44b Ly Thuong Kiet Street Hanoi, 01235	本フェアの実施に当たっては、会場は以下の要件を満たす必要があることから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため ・参加機関のブースを全て収容することができる会場スペースを有していること ・交通の利便性が高くかつ宿泊施設等が隣接していること ・現地での認知度が高いこと	非公表	1,201,900	—	—	本フェアの実施に当たっては、会場は以下の要件を満たす必要があるため ・参加機関のブースを全て収容することができる会場スペースを有していること ・交通の利便性が高くかつ宿泊施設等が隣接していること ・現地での認知度が高いこと	19	
平成23(2011)年度日本留学フェア(ベトナム、ハノイ)業務委託	独立行政法人日本学生支援機構 理事 高塩 至 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	平成23年5月27日	ベトナム元日本留学生会 JAV 105 A, QUAN THANH, HA NOI, VIET NAM	本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事業に精通していること及び日越双方の高等教育機関ネットワークを活用することが必要であるが、当該要件を満たす者が他にいないことから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	2,288,198	—	—	日本留学の事情及び現地の留学事業に精通していること及び日越双方の高等教育機関ネットワークを活用することが必要であるが、当該要件を満たす者が他にいないため	19	
平成23(2011)年度日本留学フェア(タイ、チェンマイ・バンコク)業務委託	独立行政法人日本学生支援機構 理事 高塩 至 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	平成23年6月6日	タイ王国元日本留学生会 OJSAT Sri Bun Rueng 2 Building, 2nd Fl. 283 Convent Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500	本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事業に精通していること及び日タイ双方の高等教育機関ネットワークを活用することが必要であるが、当該要件を満たす者が他にいないことから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	6,601,003	—	—	日本留学の事情及び現地の留学事業に精通していること及び日タイ双方の高等教育機関ネットワークを活用することが必要であるが、当該要件を満たす者が他にいないため	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成23(2011)年度日本留学フェア等(中国・北京・上海・青島・西安)展示スペース申込経費 一式	独立行政法人 日本学生支援機構 理事 高塩 至 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成23年6月7日	中国教育国際交流協会 中国北京市西城区大木仓胡同 37号 100816	本フェアの主催者である中国教育国際交流協会が運営を行っており、他に委託することが許されないことから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	22,932,000	—	—	本フェアの主催者である中国教育国際交流協会が運営を行っており、他に委託することが許されないため	19	
平成24(2012)年度日本留学フェア(北米(米国)、ヒューストン)展示スペース申込経費 一式	独立行政法人 日本学生支援機構 理事 高塩 至 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成23年6月10日	NAFSA Association of International Educators 1307 New York Avenue, NW, 8th Floor, Washington, DC 20005-	本フェアの主催者であるNAFSAが運営を行っており、他に委託することが許されないことから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	3,151,526	—	—	本フェアの主催者であるNAFSAが運営を行っており、他に委託することが許されないため	19	

〔注〕

1. 本表は、「随意契約等見直し計画」の対象となっている契約を対象としている。
2. 本表は、平成23年度に締結した契約のうち、平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載している。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載している。
4. 「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、以下の類型区分(1～19)の番号を記載している。
 - 1: 法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの
 - 2: 条約等の国際的取決めに、契約の相手方が一に定められているもの
 - 3: 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの
 - 4: 地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの
 - 5: 当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)
 - 6: 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等
 - 7: 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等
 - 8: 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)
 - 9: 郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)
 - 10: 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入
 - 11: 美術館等における美術品及び工芸品等の購入
 - 12: 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの
 - 13: 緊急の必要により競争に付することができない場合
 - 14: 競争に付することが不利と認められる場合
 - 15: 秘密の保持が必要とされている場合
 - 16: 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合
 - 17: 特例政令に相当する規定に該当する場合
 - 18: 国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約
 - 19: その他、上記類型区分に分類できないもの